

第3 参考資料

当初予算(一般会計) 年度別伸率の状況

(単位:%)

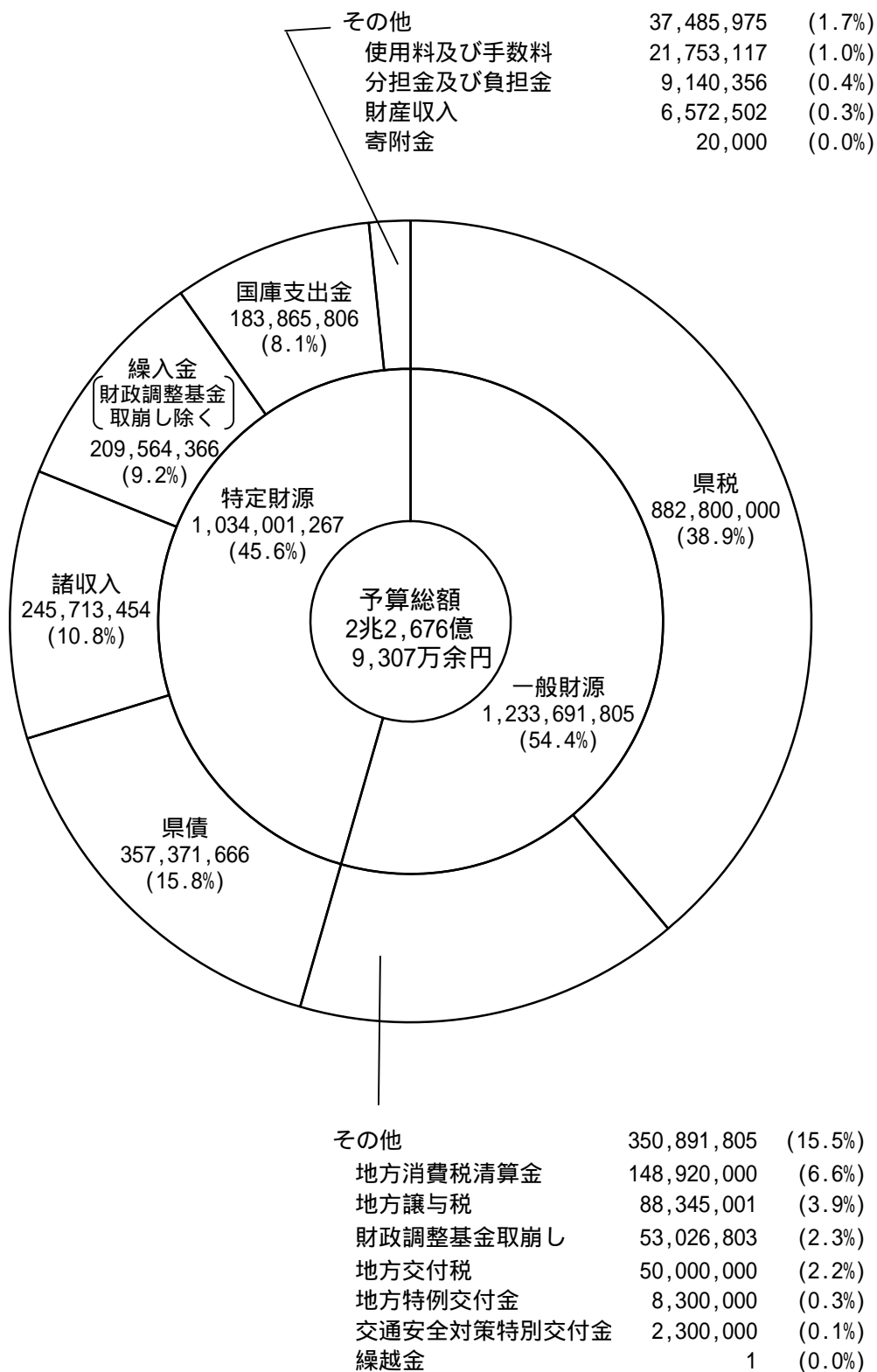
年度	規模	県税	県債	構成比	
				県税	県債
			<84.6> (89.5)		<9.1> (9.9)
平12	101.5	108.5	87.1	46.9	11.0
			<98.4> (109.7)		<8.8> (10.6)
平13	102.1	103.8	111.6	47.7	12.1
			<129.4> (134.0)		<11.1> (13.9)
平14	102.5	91.3	159.8	42.5	18.8
			<92.1> (118.0)		<10.2> (16.3)
平15	100.3	95.0	120.5	40.2	22.6
	(100.1)	(104.4)	<96.4> (90.6)	(44.7)	<10.4> (15.8)
			<96.4> (90.6)		<9.7> (14.6)
平16	101.2	104.4	97.8	41.5	21.8
			<71.1>		<7.7>
平17	96.6	105.9	71.1	49.0	11.6
			<103.2>		<7.7>
平18	103.0	105.0	99.1	49.9	11.2
			<91.4>		<6.9>
平19	101.4	118.7	92.9	58.4	10.2
			<99.7>		<6.9>
平20	100.4	103.7	94.8	60.3	9.6
	《96.7》		<77.7>		<5.3>
平21	101.1	71.2	176.1	42.5	16.8
			<75.4>		<4.0>
平22	98.5	89.5	104.4	38.6	17.8
			<93.4>		<3.7>
平23	101.0	101.9	89.4	38.9	15.8

- 注1 平成17年度から、一般会計で計上していた借換債は公債管理特別会計で計上。
平成16年度の上段()は、借換債を除いた場合の計数。
- 2 「県債」の欄の()は借換債除き、< >は借換債、NTT債、減税補填債、調整債、減収補填債(特例分)、臨時財政対策債及び退職手当債除きの計数。
- 3 平成21年度の《 》は県税過誤納還付金及び還付加算金の増加分を除いた場合の計数。
- 4 平成23年度は6月補正後の計数。

歳入予算の一般財源・特定財源内訳(一般会計)

6月補正後の計数

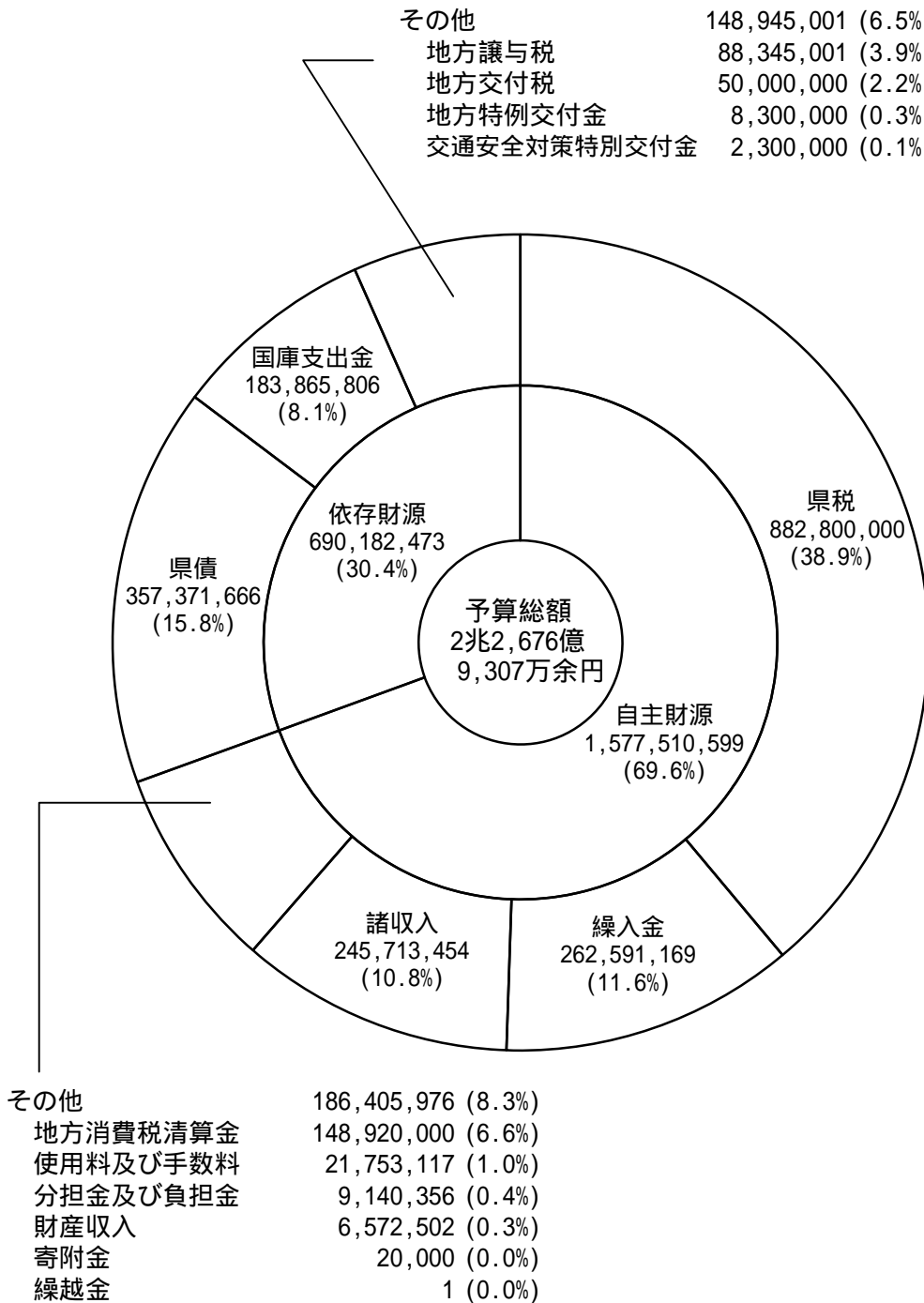
(単位:千円)



歳入予算の自主財源・依存財源別内訳(一般会計)

6月補正後の計数

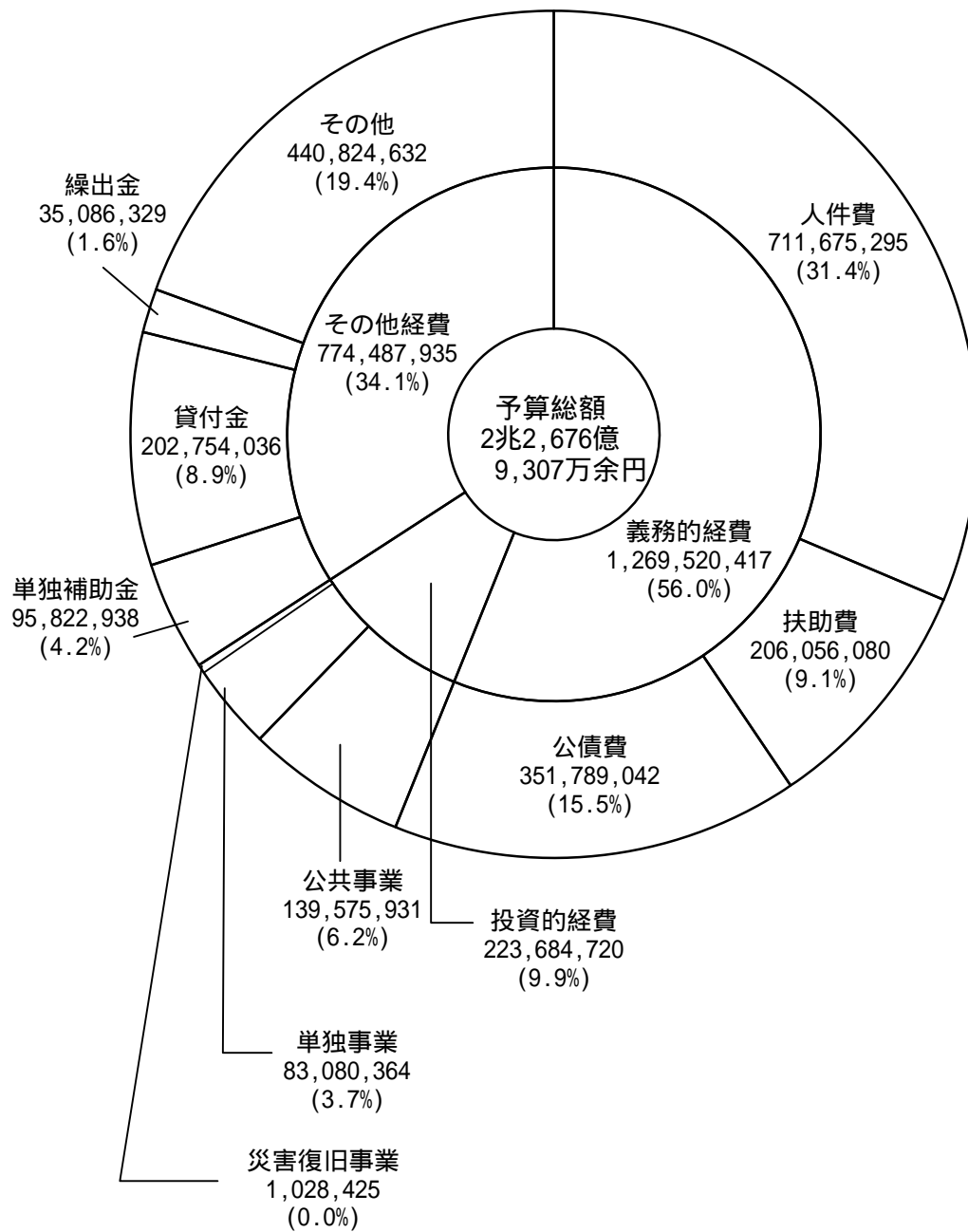
(単位:千円)



性質別歳出の状況(一般会計)

6月補正後の計数

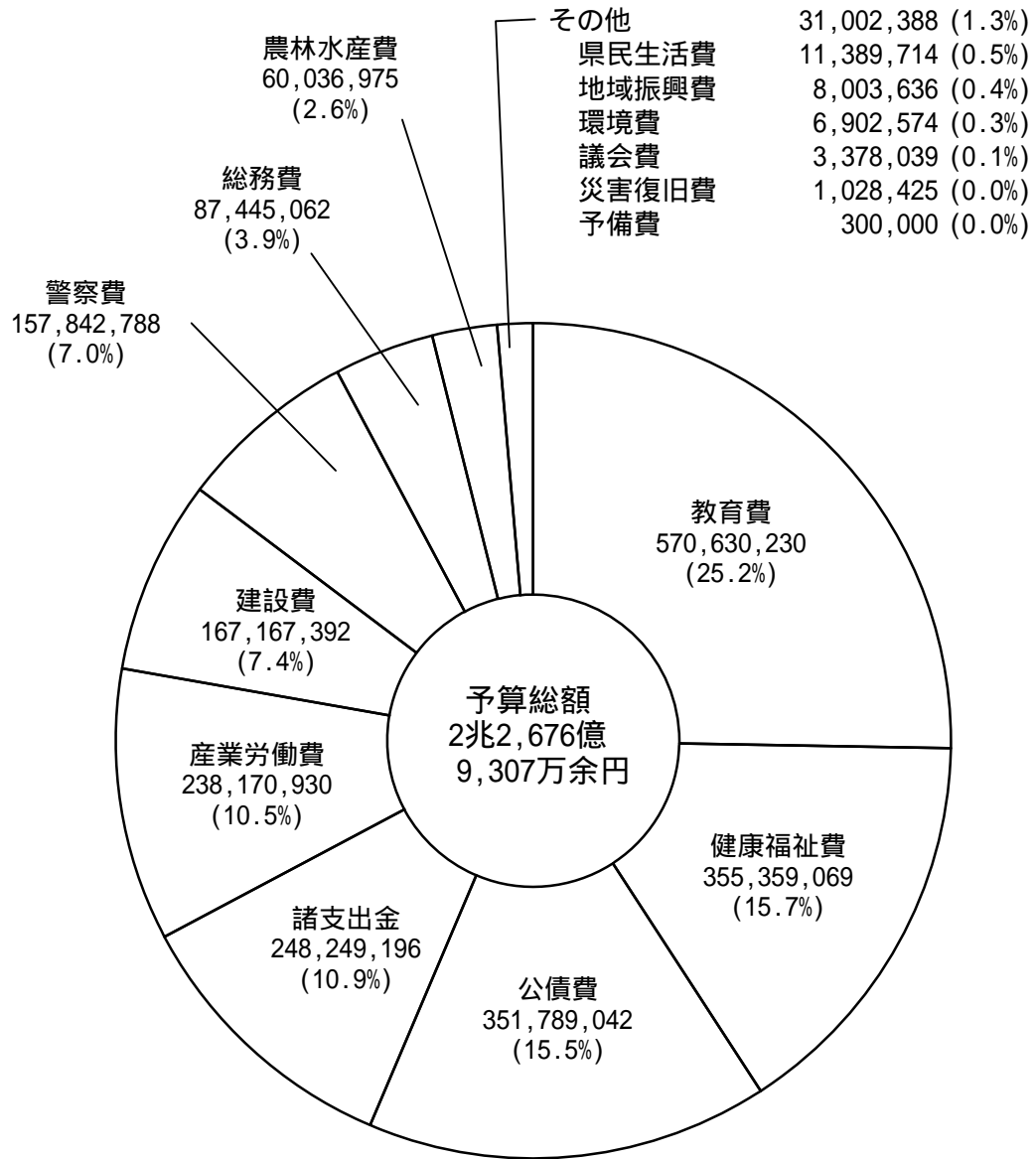
(単位:千円)



目的別歳出の状況(一般会計)

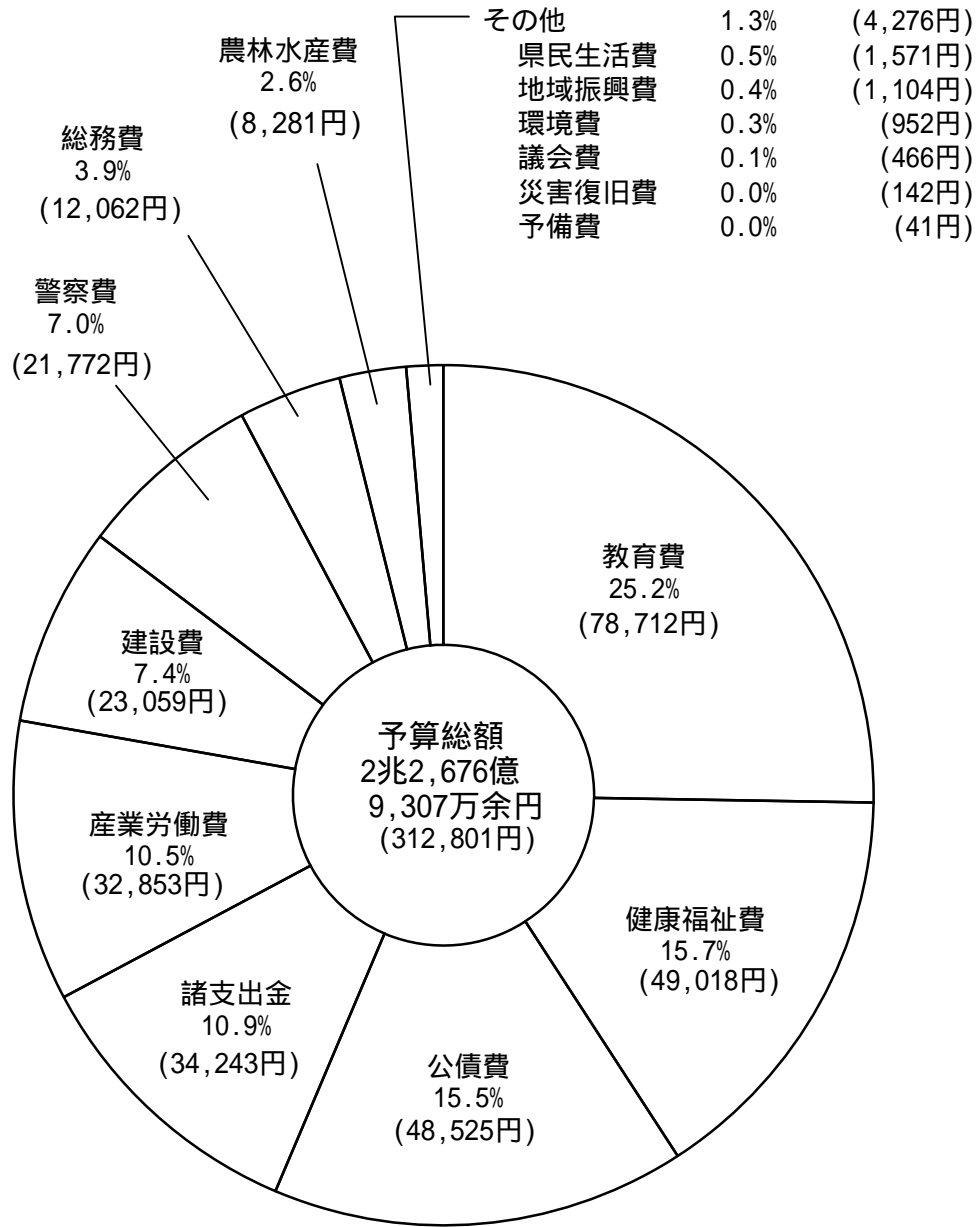
6月補正後の計数

(単位:千円)



目的別歳出の状況(一般会計) 県民一人当たりの歳出額

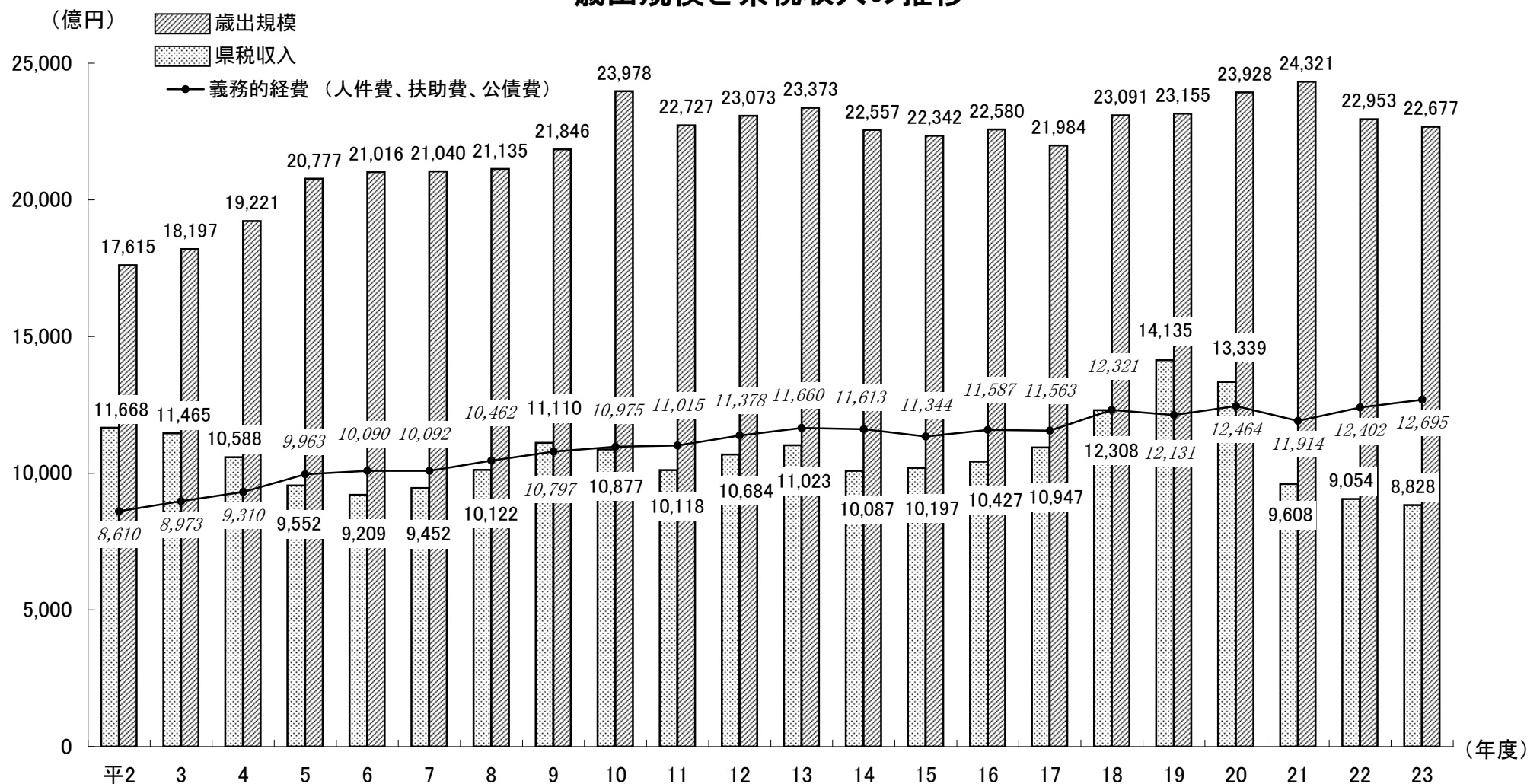
6月補正後の計数



平成23年3月31日住民基本台帳人口

7,249,626 人

歳出規模と県税収入の推移



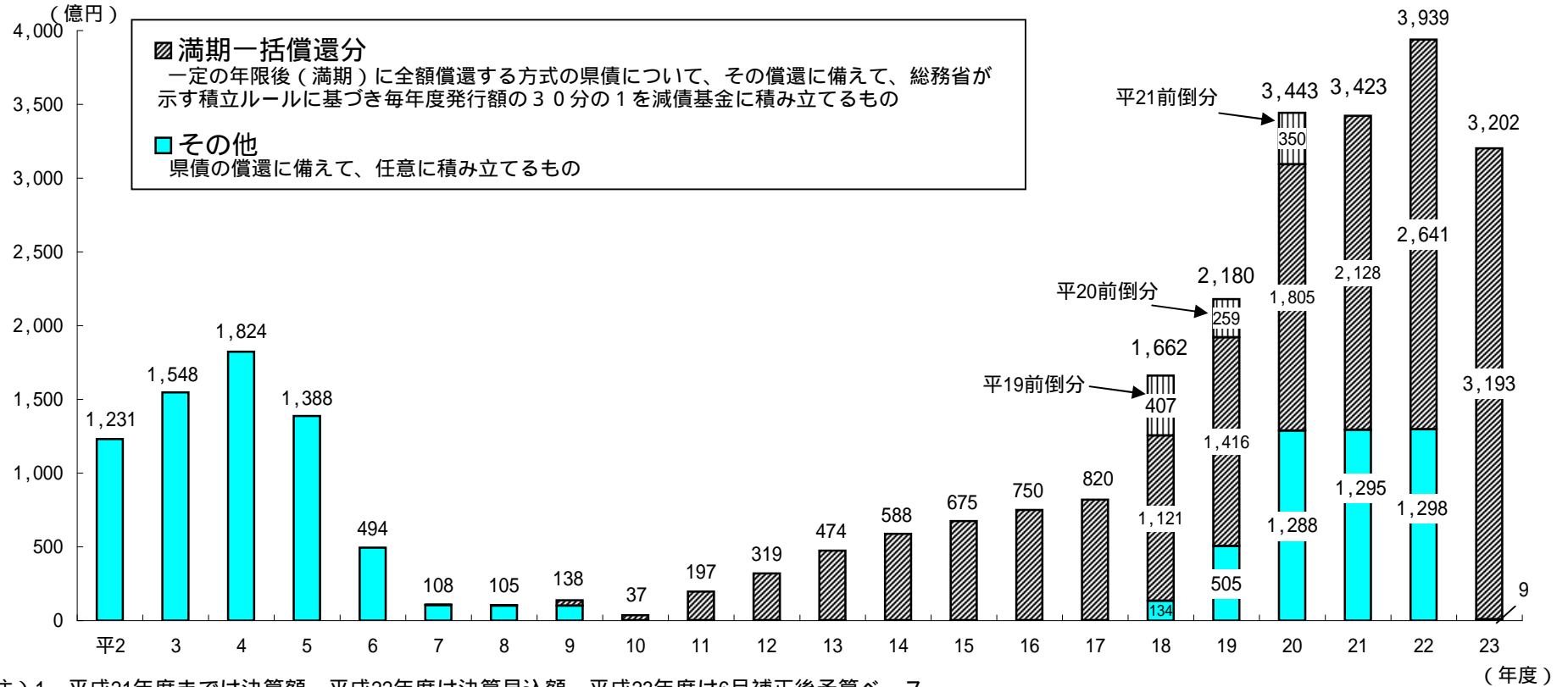
(注)1 平成21年度までは決算額。平成22年度は最終予算額。平成23年度は6月補正後予算見込額。

2 歳出及び義務的経費は借換債除きの規模。(義務的経費は最終予算額)

- 平成23年度の県税収入は、平成22年度最終予算を下回る8,828億円の計上にとどまる。ピーク時の平成19年度を5,000億円以上下回る水準であり、極めて厳しい状況が続いている。
(8,828億円 - 14,135億円 = △5,307億円)
- こうした中、義務的経費は増加傾向にあり、本県財政は厳しい状況を抜け出せない。

基金残高の推移

1 減債基金

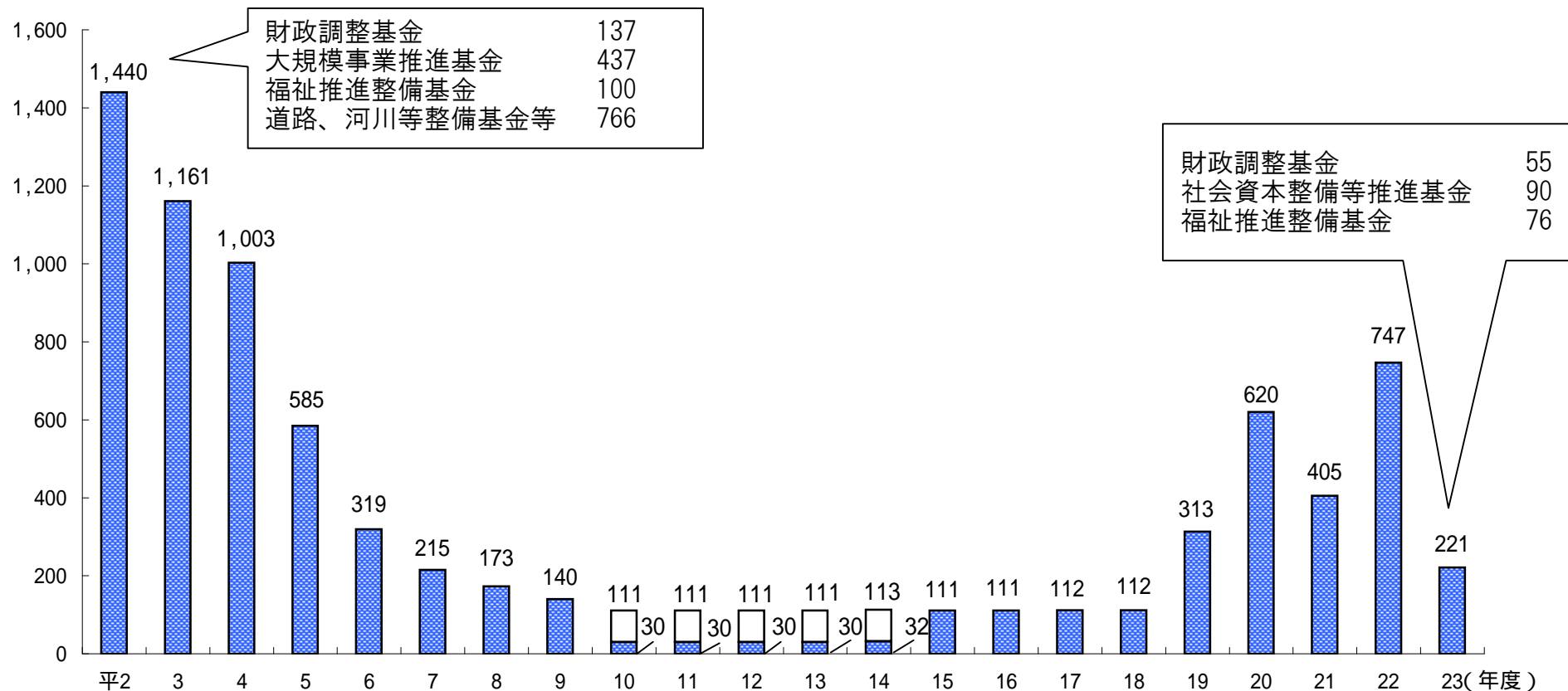


- (注) 1 平成21年度までは決算額。平成22年度は決算見込額。平成23年度は6月補正後予算ベース。
 2 財源対策債等償還基金（6年度に減債基金に引継ぎ）を含んでいる。
 3 縞部分、翌年度の満期一括償還ルール積立の前倒し積立額

- 満期一括償還分については、将来の償還に備え、毎年度の所要額を減債基金に確実に積み立てている。
- 県が任意に積み立てる「その他」分について、22年度に予定していた取崩し1,250億円の取り止めができたものの、23年度の公債費負担への対応として、当初予算で900億円の取崩しを計上している。
- 更に、6月補正予算で396億円の取崩しを計上しており、「その他」分の残高は枯渇する。

2 その他の取崩し型基金

(億円)

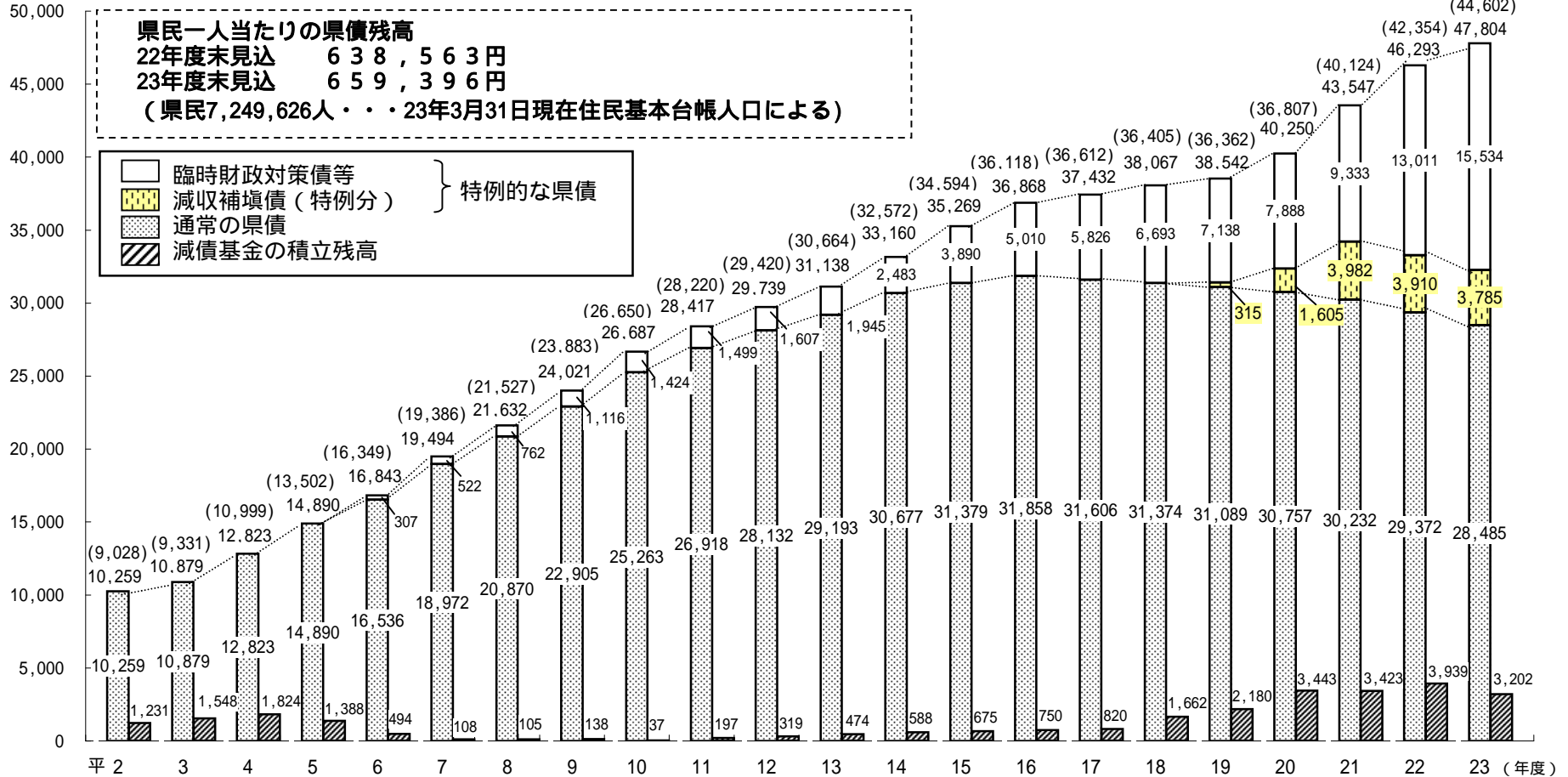


- (注) 1 平成21年度は決算額。平成22年度は決算見込額。平成23年度は6月補正後予算ベース。
 2 減債基金、財源対策債等償還基金、産業廃棄物適正処理基金、愛知万博基本理念継承発展基金、あいち森と緑づくり基金及び文化振興基金(取崩し型分)は含めていない。
 3 白抜きは、繰入運用を示す(平成10~14年度 81億円)。

○財政調整基金については、22年度の税収の見込増を活用して380億円を積み立て、21年度決算で取り崩しを取り止めた200億円と合わせ、22年度末には586億円の残高となった。
 ○しかし、6月補正予算で523億円の取崩しを計上しており、23年度末の残高は55億円が見込まれるに過ぎない状況。

県債残高の推移

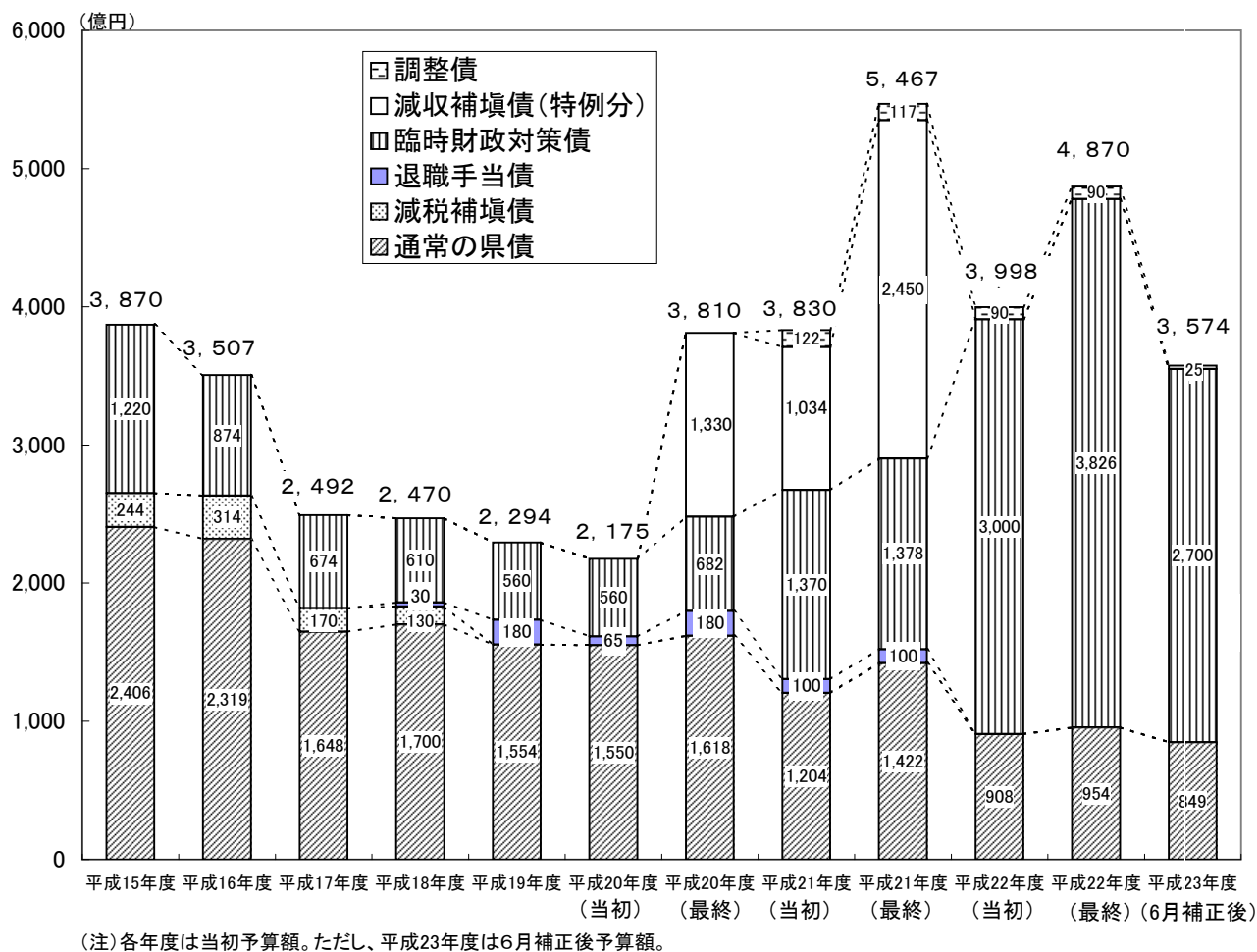
(億円)



(注) 平成21年度までは決算額。平成22年度は決算見込額。平成23年度は6月補正後予算ベース。
 白抜きは、臨時財政対策債、減収補填債、臨時収入補填債、退職手当債、調整債の計としている。
 県債残高の()は、減債基金の積立残高を除いた額。

通常の県債の残高は、投資的経費の抑制を反映し、減少基調にあるが、平成20年度以降の特例的な県債の増発により、県債残高は急増している。

県債発行の状況



- 通常（普通）の県債は平成16年度から抑制基調。
- しかしながら、平成20年度及び21年度は、巨額の税収減による財源不足に対応するため、減収補填債の発行が急増。
- また、近年は地方交付税の振替措置である臨時財政対策債が大幅に増加。平成23年度においても多額の発行を余儀なくされる状況。

< 特例的な県債 >

- ※ **調整債**…法人事業税の国税化に伴う減収額を補填するために認められた特例地方債。
- ※ **減収補填債**…普通交付税で算定された基準財政収入額が過大で実態の税収がそれを下回る場合に発行が認められる地方債。その元利償還額の75%が交付税算定上の基準財政需要額に算入される。平成19年度から、当分の間、建設事業等に充当しなくてよい特例債制度が設けられた。
- ※ **臨時財政対策債**…平成13年度の地方財政対策において設けられた特例地方債。地方交付税の振替措置であり、後年度にその元利償還額の100%が交付税算定上の基準財政需要額に算入される。平成22年度に不交付団体には配分しない方式（各団体の財源不足額を基礎として算出）が導入された。今後は、3年間で段階的に、不交付団体を含む全団体に配分する方式（各団体の人口を基礎として算出）を廃止し、不交付団体には配分しない方式に移行する予定。
- ※ **退職手当債**…大量定年退職等に伴う退職手当の大幅な増加に対応するため、定数削減効果等が償還財源として確保される場合に、発行が許可される特例地方債。
- ※ **減税補填債**…恒久的な減税等の実施による地方公共団体の減収額を補填するために設けられた特例地方債。恒久的減税の廃止に伴い、平成18年度をもって廃止となった。
- ※ 借換債除きで整理している。